

市税納付のご案内



納税通知書を郵送します

納税通知書は、次の月の中旬頃までに郵送します。
 5月：固定資産税・都市計画税、軽自動車税
 6月：市民税・県民税
 7月：国民健康保険税

納期限の確認を

税目ごとに納期限が決まられています。納税通知書を確認し、納期限までに納付をお願いします。

各市税の納期限は、下の表1のとおりです。

市税の納付場所と納税方法

市税は、次ページの表2に記載した場所で納付できます。取扱税目は、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・県民税、国民健康保険税です。

納付にはペイジーや口座振替が便利です

税金の納付を、市役所などに行かなくてもパソコンや携帯電話、ATM（現金自動預け払い機）から行えるサービスです。

利用には、次ページの表3に記載した市の指定の金融機関で申し込みの手続きが必要です。ATMでの納付では、その手続きも必要ありません。

○口座振替

納期ごとに各種窓口へ出向く手間がなくなり、納め忘れがありません。

申し込みは、市内の金融機関、市役所1階の納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で行えます。市民税・県民税の特別徴収も口座振替ができるようになります。申し込みには、預貯金通帳と口座届け出印が必要です。問い合わせは、納税課納税管理担当（☎内線235・236）へ。

納付できない場合は早めにご相談を

やむを得ない事情などにより、納期限までに納付するこ

とができない場合は、一定の期間内において分割して納付することができるとは、ありません。納期限までに納付することができないときは、お早めにご相談ください。

市税を滞納すると

市税を納期限までに納付せず、滞納してしまうと、財産の差し押さえを受けることがあります。差し押さえに至らなくても、納期限の翌日から

延滞金の計算が始まります。

5月は滞納整理強化月間

滞納整理強化月間では、平成30年度課税分の市税滞納者に対する催告や差し押さえの強化を図ります。

納付を済ませていない人は、早急に納付してください。問い合わせは、納税課納税担当（☎内線237・240）へ。

表1：市税の納期限

納期限	固定資産税 都市計画税	市民税 県民税	国民健康 保険税
5月31日(金)	第1期	-	-
7月1日(月)	-	第1期	-
7月31日(水)	第2期	-	第1期
9月2日(月)	-	第2期	第2期
9月30日(月)	第3期	-	第3期
10月31日(木)	-	第3期	第4期
12月2日(月)	-	-	第5期
12月25日(水)	第4期	-	第6期
令和2年 1月31日(金)	-	第4期	第7期
3月2日(月)	-	-	第8期

軽自動車税の納期限は5月31日(金)です。

軽自動車税減免の申請を

身体などに障害のある人が所有する軽自動車などの税は、障害の程度により減免される場合があります。5月31日（金）までに、市役所1階の税務課または新里・黒保根支所市民生活課へ申請してください。

申請の際には、車検証、印、障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、運転免許証、納税通知書（5月中旬郵送予定）、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。

問い合わせは、税務課諸税担当（☎内線224）へ。

所得・課税証明の発行

6月11日（火）から、平成30年分（2019年度課税）の所得・課税証明を発行します。ただし、市民税・県民税の全てを給与から天引き（特別徴収）により納めている人は5月16日（木）から発行します。

受付時間＝市役所1階の税証明交付コーナーでは午前8時30分から午後6時30分まで受け付けています。新里・黒保根支所、各公民館では午前8時30分から午後5時15分までの受け付けです。

手数料＝350円（1通）

申請場所＝市役所1階の税証明交付コーナー、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

申請＝身分証明書をお持ちください。

桐生市の住民基本台帳に記載されている同一世帯の親族以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要となります。申請書や委任状は、申請場所のほか、市ホームページにあります。

申請場所に来ることができない人は郵送で申請できます。詳しい申請方法は市ホームページをご覧ください。問い合わせは、税務課へ。

問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226～228）へ。

固定資産税・都市計画税 納税通知書の確認を

納税通知書が届いたら、納税通知書や課税明細書に記載されている所有者名、土地・家屋の利用状況などを確認してください。記載内容の変更や家屋の取り壊しなどがある場合は、市役所1階の税務課土地担当・家屋担当にご連絡ください。

問い合わせは、税務課土地担当・家屋担当（☎内線230～233）へ。

自動車税は市役所でも納付できます

自動車税（県税）は、5月31日（金）まで市役所1階の納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で納付できます。納付の際は納税通知書をお持ちください。

問い合わせは、桐生行政県税事務所（☎53 - 2113）、群馬県自動車税事務所（☎027 - 263 - 4343）へ。

表2：市税の納付場所

桐生市	納税課（市役所1階17番窓口）、新里支所、黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館
金融機関	足利銀行、桐生信用金庫、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、新田みどり農業協同組合、しのめ信用金庫、中央労働金庫、ぐんまみらい信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）
コンビニ エンスストア	セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ミニストップなど
MMK（マルチメディアキオスク）設置店	ウエルシア、クスリのアオキ、シバタ薬品、ドラッグセイムス※いずれも一部店舗を除く

表3：取扱金融機関

金融機関	パソコン 携帯電話	ATM (ペイジー 対応型)
足利銀行、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、ゆうちょ銀行	○	○
桐生信用金庫、しのめ信用金庫、中央労働金庫、新田みどり農業協同組合	○	